

7月中旬から下旬に新しい保険証を発送します。

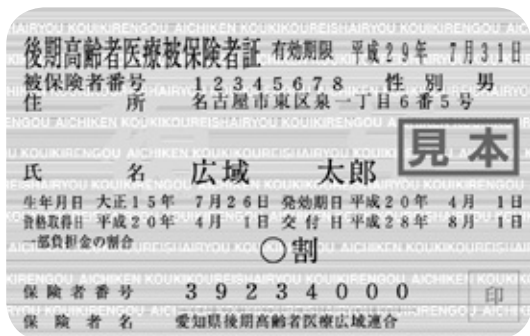
# 後期高齢者医療制度

## ● 保険証の更新

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、7月中旬から下旬に簡易書留郵便で発送します。

※更新の手続きは不要です。

※8月1日以降に医療機関などで受診する際は、必ず新しい保険証を提示してください。



## ▼ 配達時に不在だった場合

郵便受けに案内（不在連絡票）が入ります。郵便局の支店へ再配達依頼をするか、郵便局の支店で直接受け取ってください。

## ● 保険料の決定

平成27年中の所得などに基づき計算した「平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に対象者全員に送付します。

## ▼ 保険料の計算方法

保険料は、後期高齢者医療制度加入者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

## ● 医療費の自己負担割合

医療機関で支払う医療費の自己負担割合（3割または1割）は、平成27年中の所得などで判定されます。（表1）

負担割合が3割と判定された人のうち、一定の要件（表2）に該当する人は、申請すれば、申請月の翌月から負担割合が1割になります。

※自分の負担割合が1割に該当しても、3割に該当する人が同じ世帯内にいる場合は、同じ負担割合（3割）となります。

一定の要件（表3）に該当する人は、保険料が軽減されます。なお、一人あたりの年間保険料上限額は57万円です。

年間保険料額＝均等割額4万6,984円＋所得割額（平成27年中の所得金額－33万円）×0.0954

## 各地区の盆踊り日程（7/23～8/7）

※残りの地区の日程は、広報とうごう8月号でお知らせします。

地区	とき	予備日	ところ
御岳	7/23 (土) 16:30～20:00	なし (雨天決行)	御嶽公園
和合ヶ丘	7/30 (土)、31 (日) 17:00～21:00	なし	和合ヶ丘集会所 中央公園
白鳥 押草団地 (北・南)	7/30 (土) 18:00～21:00	なし	高嶺小学校グラウンド
白土・西白土	7/30 (土) 16:00～21:30	7/31 (日) 時間は同じ	白土コミセン・涼松公園
諸輪住宅	7/30 (土) 19:00～21:00	7/31 (日) 時間は同じ	西広場運動場
部田山・清水	7/30 (土)、31 (日) 19:00～21:00	※2日間とも雨の場合 8/6 (土) 時間は同じ	兵庫公園 コミセン前広場
春木台	8/5 (金) 18:00～21:00 8/6 (土) 18:00～21:30	8/7 (日) 18:00～21:30	喜之右衛門公園
北山台	8/6 (土) 18:00～21:00 8/7 (日) 16:00～21:00	なし (雨天決行)	北山台南公園 北山台コミセン

▼問い合わせ 生涯学習課 ☎ 0561 (38) 6411

表 1 医療機関で支払う自己負担割合の判定基準

要件	割合
世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員の平成 28 年度町県民税（住民税）の課税標準額が 145 万円未満	1 割
世帯内に昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの後期高齢者医療制度加入者がいて、かつ世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員の旧ただし書所得（総所得金額から 33 万円を控除した額）の合計が 210 万円以下	
上記以外の場合	3 割

表 2 自己負担割合の再判定

3 割負担と判定されても、平成 27 年中の収入などが以下のいずれかに該当する場合は、「基準収入額適用申請書」の提出により 1 割負担になります。

要件
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が 1 人のみで、かつその人の収入額が 383 万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が 1 人のみで、かつ同じ世帯内に 70 歳～74 歳の人が出て、後期高齢者医療制度加入者と 70 歳～74 歳の人の収入額の合計が 520 万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が 2 人以上で、かつ後期高齢者医療制度加入者全員の収入額の合計が 520 万円未満

表 3 所得の低い世帯の保険料軽減

平成 27 年中の所得などが、以下の要件に該当する場合は保険料が軽減されます。

要件	軽減措置		
	均等割額	所得割額	
世帯主とその世帯にいる後期高齢者医療制度加入者全員の所得の合計が 33 万円	以下で、後期高齢者医療制度加入者全員の年金収入が 80 万円以下（その他の所得がない）	9 割軽減	—
	以下の世帯で 9 割軽減に該当しない	8.5 割軽減	—
	を超え、33 万円 + (26.5 万円 × 世帯内の後期高齢者医療制度加入者数) 以下	5 割軽減	—
	を超え、33 万円 + (48 万円 × 世帯内の後期高齢者医療制度加入者数) 以下	2 割軽減	—
後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社などの健康保険の被扶養者だった	9 割軽減	課せられず	
後期高齢者医療制度加入者本人の所得金額の合計から 33 万円を引いた金額が 58 万円以下	—	5 割軽減	

## 社会を明るくする運動

犯罪や非行のない明るい社会を築くため、毎年行っている全国的な運動です。

**強化月間** 7 月 1 日～31 日

**町テーマ** 犯罪にもどらない・戻さない

### ●記念講演会

**とき** 7 月 1 日（金）午前 10 時から

**ところ** 長久手市文化の家風のホール

**演題** 少年の非行の現状と立ち直りを支えるもの

**講師** 宇田正志（瀬戸少年院教育調査官）

**対象** 誰でも参加できます。

### ●パレード

**とき** 7 月 1 日（金）午後 1 時 40 分から

**内容** 町内の各施設や企業などを訪問し、運動の協力依頼とポスターなどの資材配布を行います。

### ●街頭広報活動

**とき** ① 7 月 1 日（金）午後 1 時 40 分から

② 14 日（木）午後 3 時 30 分から

**ところ** ① 役場、いこまい

館、町民会館、町総合体育

館② タチヤ、らくだ書店、ドラッグユタカ、サンフレ

ッシュ、Vドラッグ、ドミー、スギドラッグ、パレマ

ルシェ、アオキスーパー、赤ちゃんデパート水谷

**●ミニ集会**

**とき** 7 月 7 日（木）午前 10 時から

**ところ** 町民会館 2 階大会議室

**演題** 子どもと女性を犯罪被害から守るために

**講師** 中島宏（県警察本部 生活安全部 子ども女性

安全対策課 対策第一係 警部補）

**対象** 誰でも参加できます。

▼問い合わせ 福祉課 ☎ 0561 (38) 3111 (内線 2113)

